

習志野市入札約款

（目的）

第1条 習志野市の発注する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）習志野市財務規則（平成3年規則第25号）その他法令に定めるもののほか、この入札約款に定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案、現場等を熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案等（以下、「設計図書等」という。）について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

6 入札参加者は、入札書を入札箱に投函した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札辞退）

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあつては、入札辞退届（別記第3号様式）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめることとする。

（無効となる入札）

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（1）入札に参加する資格を有しない者のした入札

（2）委任状を持参しない代理人のした入札

（3）所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

（4）記名押印を欠く入札

（5）金額を訂正した入札

（6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（7）明らかに連合であると認められる入札

（8）同一の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上
の入札参加者の代理をした者の入札

（9）入札書に記載された金額と入札金額内訳書の金額に相違がある入札

（10）設計図書等を有償配布とした事業にあっては、設計図書等を購入しない者がした入札

（11）その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第7条 最低制限価格を設けている入札の場合においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない入札の場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準と

なる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、低入札価格調査実施要領に基づき落札者を決定するものとする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表した場合においては、再度入札は行わない。

2 再度入札の回数は、1回とする。

3 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者、初回の入札を無効とされた者又は最低制限価格を設けた入札において、初回の入札金額が最低制限価格を下回った者は参加できない。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約保証金)

第10条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札者が習志野市財務規則第142条第3項又は第4項の規定に該当する場合においては、該当することが確認できる書類の提出をもってその全部又は一部を免除することができる。

(異議の申出)

第11条 入札参加者等は、入札後、この約款、設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることができない。